

# 学生のみならず 国民年金加入 の手続は お済みですか

毎月九千円)の納付が困難な場合は申請することによって保険料の納入を免除される免除制度も設けられています。

また国民年金の加入手続きを済ませていない二十歳以上の学生の方は、速やかに住民登録している市町村役場で手続きを行ってください。

**老齢福祉年金を  
受取つたら年金証書  
の提出を忘れず**

老齢福祉年金を受けているみなさん、平成3年からは国民年金証書の提出が4月と8月の年2回となります。

今までは、年1回(8月)国民年金証書を提出して、1年分の年金額を記入し、年金の支払いを行っていたため、4月からの年金額の引上げに伴う改定差額につきましては、国民年金特別証書により支給していました。しかし、昨年4月から完全自動物価スライド制が導入されたことにより、平成3年からは、もし国民年金証書の提出が遅れたら、忘れてますと年金額の記入ができなくなり、老齢福祉年金の支払いが支払日に間に合わなくなる場合もあります。

二十歳以上の学生のみならず、国民年金の加入手続きはお済みでしょうか?まだ手続きをしていない方は早めに済ませましょう。

二十歳から国民年金に加入していませんと、学校卒業後六才まで国民年金に加入し、保険料を納めても満額の老齢基礎年金が受けられません。(満額の老齢基礎年金を受けるには、二十歳から六十歳まで四十年間の保険料納付が必要)

国民年金は、加入者の方が老齢となったときや、万一の事故や病気で障害者や母子世帯となつたときに、生活の支えとして支給される大切なものです。ですから、年金額とその財源となる保険料とのバランスは、そのときの社会情勢に応じた額に保つていかなければなりません。そのため、保険料は段階的な引き上げが必要となります。

また、二十歳以上の在学期間中に自動車やスポーツの事故などで障害者となつた場合に障害基礎年金が受けられません。

二十歳以上の学生を、任意加入から強制加入に改正した主な理由はこの二点にあるのです。

国民年金制度を健全に運営していくための保険料の改定でありますので、国民年金加入者のみなさんのご理解と協力をお願いします。

なお、付加保険料は今までと同様に一ヶ月四〇〇円です。

## 確定申告が 間違っていたときは...

**確定申告をした後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたら、あるいは、うっかりして確定申告することを忘れていた方はいませんか。**

**確定申告を提出した後に、税額を少なく申告していたこと**

申告内容に間違いがあるときは「修正申告」をして正しい税額に訂正することができます。

確定申告を提出した後に、税額を少なく申告していたこと

また、確定申告をしなればならないのにしていないときは、ただちに申告をしてください。

確定申告を提出した後に、税額を少なく申告していたこと

### 税額を多く申告したとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

確定申告を提出した後に、税額を多く申告していたこと

この「更正の請求」をするための用紙は税務署にあります。

なお、調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときには、加算税はかかりません。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内です。平成二年分の申告所得税は平成四年三月十五日まで、平成二年分の消費税の申告については、平成四年四月一日までとなります。

また、修正申告によって新たに納めることとなった税額は、修正申告書を提出する日に納めてください。この納める税額には、本来の納期限の翌日(たとえば所得税で三月十六日)から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合がありますので、本税と併せて納めて

### 確定申告を忘れていたとき

確定申告をしななければならないのに、申告書の提出を忘れているときは、ただちに申告してください。

確定申告を提出した後に、税額を少なく申告していたこと

申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」として、税務署から決定を受けるまではいつでもできますが、税務調査を受けた後で期限後申告をした場合は、税額のほか、納付すべき税額の十五分の無申告加算税がかかりますので、なるべく早く申告をされるようお勧めします。

また、この場合の税額は、申告書を提出する日に納めてください。

また、調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合は加算税は五割に軽減されます。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

また、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

## 平成三年度 町職員を公募します。

平成三年度小須戸町職員を  
左記の要領で公募します。

採用職種及び人員  
一 一般行政職 一名  
二 昭和三十八年四月一日までに生まれた者  
三 応募資格 昭和四十二年四月二日から昭和四十八年四月一日までに生まれた者  
四 応募期限 平成三年四月二十日(土) 午前十二時まで  
五 申込書類 ①受験申込書一通  
②写真(上半身、脱帽、正面向き、たて四cmよこ三cm)三枚  
六 申込場所 小須戸町役場総務課  
七 採用試験  
○第一次試験  
〈期日〉平成三年四月二十七日  
〈場所〉小須戸町役場(保健指導室)  
八 採用年月日  
平成三年五月十三日  
九 役場(保健指導室)において口述試験  
十 採用内定者決定  
五月下旬 本人宛通知  
十一 小須戸町職員の給与に関する条例の規定による。  
十二 受験申込書は小須戸町役場総務課係に請求のこと。

## 植木盆栽まつり

期間 5月3日(金)~5日(日)  
会場 小須戸町農協  
花木センター  
(うでこき地内)

恒例の植木盆栽まつりが5月3日から5日の間に開催されます。

5月4日は、美しい自然と花と緑を愛護し、より豊かで明るく住みよい郷土をめざして、「花と緑の日」に制定されております。

花と緑推進協議会では町に花いっぱい運動の一貫として会場にて、花の苗プレゼントをします。

●花の苗プレゼント  
5月4日~5日  
午前10時と  
午後1時より

## 平成三年度

## 「緑の羽根」募金の お願い

うるおいと安らぎの  
緑資源を育てよう



緑の羽根募金は

募集期間  
四月一日から  
四月三十日まで

森林は、きれいな空気や豊かな水資源を養い、住みよい環境をつくりだすなどまさに生命の源であり、私たちのかけがえのない財産です。

このように大切な役割を果たしている森林を守り、育て、増やしていくためには、私たち一人ひとりが緑の重要性を理解し、積極的に緑づくりに参加していくことが必要です。このため県民の皆様方から「緑の羽根」募金について、特段のご協力をお願いいたします。

大切な森林を守り育てるため国民運動として昭和25年に発足し、県民のみならずのご理解とご協力により、着実な募金実績をあげ、学校、福祉施設及び公園・公共施設等の緑化を実施しながら、地域ぐるみの緑化運動を積極的に推進し、大きな成果をあげています。

## 精神障害者 医療費助成制度について

小須戸町では精神保健法に基づいた障害者に対して医療費の自己負担軽減をはかるため二分の一補助を実施してまいりましたが、平成三年四月診療分より自己負担の三分の二に改正

たしました。  
助成を受けられる方は医師の診断書による申請が必要です。  
詳しくは役場保健衛生課へお問い合わせください。

